## 航空法

## 1. 案内情報

① 手続名 : 水平表面の上に出る物件の承認

② 手続根拠 : 航空法第55条の2第2項

③ 手続対象者 : 当該承認を受けようとする者

④ 提出時期 : 提出先にお問い合わせください

⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせください

⑥ 手数料 : なし

⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせください

⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせください

⑨ 記載要領・記載例: 提出先にお問い合わせください

## 2. 窓口情報

① 提出先:

東京航空局保安部運用課 0 3 - 6 8 7 6 - 9 3 7 0 大阪航空局保安部運用課 0 6 - 6 9 3 7 - 2 7 4 0

- ② 受付時間:提出先にお問い合わせください
- ③ 相談窓口:

空港周辺において、建物等を設置しようとする場合は、各空港管理者に照会していただき、 設置しようとする建物等が制限表面の上に出るか否かを確認して下さい。

【空港周辺における建物等設置の制限(制限表面)】

(東京航空局管内) https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/restriction/02.html

(大阪航空局管内) <a href="https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html">https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html</a>

## 3. 手続情報

① 審査基準 :提出先にお問い合わせください

② 標準処理期間:2~4週間

③ 不服申立方法:(行政不服審査法の規定による)